

1 いじめ防止等の基本的な考え方

「いじめは、どのような理由があろうとも許されない行為である」という理念を教師はもちろんのこと、子供・保護者・地域の人たちと共有し、これを徹底していくことが大切である。しかし、一方では、「いじめはどの子にも、どこにでも起こりうる」ということを踏まえ、学校職員が一丸となって、全ての子供たちに対応していかななくてはならない。また、起こった場所は学校の内外を問わない。いじめられた子供は心身共に傷つき、その大きさや深さは命に関わることもあるという認識をもって、学校教育を推進していく。

2 いじめ防止等のための校内組織

いじめ対策委員会を設置する。委員は、全職員とスクールカウンセラー（竹内信子）及び、スクールソーシャルワーカー（佐々木かおり）で組織する。

3 いじめ防止等のための対策

(1) いじめの定義

いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

いじめ防止対策推進法（文科省）より

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、いじめられた子供の立場に立つことが必要である。また、いじめには、多様な形態があることに留意して、いじめに該当するかを判断する際に、「心身の苦痛を感じているもの」だけでなく、苦痛を表現できなかつたり、いじめに本人が気づいていなかたりする場合もあることから、その子や周りの状況等をしっかりと確認することが重要である。

(2) いじめの未然防止

①学級経営の充実

ア 学級が、どの子にとっても安心してすごせる居場所になるような学級づくりをする。

イ 子供の日々の様子・表情・言動から、子供の気持ちや願いを正確に把握して子供を理解する。

ウ 全ての児童がわかる・できる授業を目指し、児童一人一人が充実感や成就感をもてる授業実践に努める。

②教職員の資質向上（教師がいじめに対して認識をもつ）

子供一人一人に寄り添った対応に努め、「子供が苦痛を感じているもの」はいじめであり、具体には、「冷やかしかからかい、悪口や文句、いやなことを言われる」「遊ぶふりをして叩かれる」など、ともしれば見過ごされるようなことをいじめとして認識することが必要である。

③道徳教育の推進及び啓発活動の推進

社会性や規範意識、思いやりなど豊かな心を育み、心の通う人間関係作り、コミュニケーション能力の基礎や人権感覚を養うため教育活動全体を通じて道徳教育の充実を図る。また、教育活動全体を通じ、いじめ防止のための啓発を行う。

④子供の自主的活動の場の設定

子供がやりがいや充実感を感じられる活動、みんなと協力して行う活動を設定することで、思いやりの心や豊かな人間性、自尊感情を育む。

・縦割り活動（運動会・縦割り遊び・縦割り掃除 など）

- ・委員会、学級活動の活性化
- ・児童会活動（児童集会など）
- ・特別支援学校との共生共育の充実

⑤インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ・インターネット等のよりよい利用について学ぶ機会を設定
- ・情報モラル教育の実施と推進
- ・インターネット上の書き込み等によるいじめの事実があったときの対応策の策定

(3) いじめの早期発見・早期対応

①子供の実態把握

- ア 日常的な観察 イ なかよしアンケートの実施（全学年）
- ウ 学期ごとの振り返り エ 日記 オ 校内生徒指導研修会 など

②相談体制の整備

- ア スクールカウンセラーとの連携による相談体制を確保する。
- イ 保護者に開かれた学校を目指し、教育活動を公開する。

③学校のいじめに対する措置

- ア いじめの相談を受けたら速やかに管理職に報告し、事実関係を調査する。
- イ いじめの事実を確認したら、いじめ対策委員会を開き対応を協議する。
- ウ いじめを受けた児童・保護者に対する支援といじめを行った児童に対する指導また、その保護者への助言を継続的に行う。

(4) 関係機関等との連携

- 校内のいじめ対策委員会と外部機関と連携し、対応にあたる。
（市教育委員会・児童相談所・家庭児童相談員・医療機関・民生委員・警察等）

4 重大事態への対応

(1) 学校設置者及び学校による対応、調査

①重大事態の確認

- ア いじめにより子供の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いを認めるとき。（自殺、精神性疾患、重大傷害、金銭問題 など）
- イ いじめが原因で、子供が相当期間欠席しているとき。あるいは、いじめが原因で、子供が一定期間連続して欠席しているとき。
- ウ 子供や保護者からの申し出（重大事態に陥った）があったとき。

②重大事態についての調査

- ア 学校の設置者に速やかに報告し、設置者の判断のもとに調査を行うための組織による事態への調査を行う。
- イ 客観的な事実関係を明確にするための調査を行うが、子供や保護者に十分配慮する。（聞き取り・アンケート など）

③情報の提供

- ア いじめを受けた子供及び保護者に事実関係などの情報を提供する。
- イ 報道への対応個人情報への配慮の上、正確で一貫した情報提供を行う。

(2) 調査結果を踏まえた対応

- ①被害児童への支援加害児童生徒に対する指導等を継続的に行う。
- ②再発防止への検証と検討を行う。